○総務省令第三十三号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の二の2の項中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

（普通交付税に関する省令等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

一　普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第五条第一項の表第二号2

二　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第百二十号）第五条第一項第一号

附　則

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省令第三十四号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の施行に伴い、及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第一項第六号の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第一項第六号に規定する総務省令で定める事業者を定める省令（平成二十六年総務省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四号中「又は第二項」を「若しくは第二項」に、「貨物会社又は」を「貨物会社、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加える。

附　則

この省令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○総務省令第三十五号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十条、東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条並びに福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第二十六条及び第三十八条の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正）

第一条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日（福島復興再生特別措置法第七十四条又は第七十五条の規定により読み替えて適用する場合にあっては、平成三十三年三月三十一日）」に改める。

（福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第三条　福島復興再生特別措置法第二十六条及び第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十五年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号及び第二条第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○総務省令第三十六号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項の規定に基づき、公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公営競技納付金の納付に関する規則

第一条第一項中「次条及び附則第二条」を「次条、附則第二条及び第三条」に改め、同項第三号及び第四号中「第六項」を「第七項」に改める。

附則第二条の見出し及び同条第一項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同条第二項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同項第一号中「及び次項」を「及び次条第二項第二号」に、「次項」を「次条第二項第一号」に改め、同項第三号中「以下この項」の下に「及び次条第二項第三号」を加え、同条第三項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成三十一年度及び平成三十二年度における公営競技の収益の額の特例）

第三条　平成三十一年度及び平成三十二年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を事業外収入とみなす。

一　自転車競技法第十七条第四項の規定により還付された金額

二　小型自動車競走法第二十一条第四項の規定により還付された金額

2　平成三十一年度及び平成三十二年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

一　当該年度における旧自転車競技法第十六条第一項、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した新自転車競技法第十六条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額